

# デジタル時代における著作権制度・関連政策の在り方 検討タスクフォース（第5回）資料

令和3年1月12日（火）文化庁著作権課

# **1. 著作権法における柔軟な権利制限規定の導入に係る経緯・趣旨 とガイドラインについて**

## 1. デジタル化・ネットワーク化に対応した柔軟な権利制限規定の導入経緯・趣旨

### 問題の所在

- I o T・ビッグデータ・人工知能などの技術革新による「第4次産業革命」は我が国の生産性向上の鍵と位置づけられ、これらの技術を活用し著作物を含む大量の情報の集積・組合せ・解析により付加価値を生み出すイノベーションの創出が期待されている
- しかし、従前の著作権法は、著作権者の許諾無く利用できる場合に関する規定（権利制限規定）を利用の目的や場面ごとに一定程度具体的に規定していた
- このため、類似の行為でも条文上明記されていないならば、形式的には違法となり、利用の萎縮が生じているとの指摘や、技術革新を背景とした新たな著作物の利用ニーズへの対応が困難との指摘があった



環境変化に対応した著作物利用の円滑化を図り、新しいイノベーションを促進するため、柔軟な権利制限規定を整備

#### 「柔軟な権利制限規定」

権利制限規定の柔軟性が高いとは、ある行為に権利制限規定が適用されるか否かについて解釈の余地が大きいことを意味する

\* 米国のフェアユース規定は、①利用の目的及び性質、②著作物の性質、③利用される分量及び実質性、④著作物の潜在的市場又は価値に対する利用の影響等を考慮して、公正（フェア）であれば無許諾で利用できる、というもので、柔軟性が極めて高い

# 著作権法における柔軟な権利制限規定の導入に係る経緯・趣旨とガイドラインについて

## 審議会における検討の経緯

- 平成27年度 文化庁において広く国民から著作物利用の現在・将来のニーズを募集(企業等、個人から112件のニーズ提出)文化審議会に柔軟な権利制限規定について集中的・専門的に審議を行うためのワーキングチームを設置し、検討を開始
- 平成28年度 企業向けアンケート等、柔軟な権利制限の効果・影響に関する調査を実施
- 平成29年4月 「文化審議会著作権分科会報告書」をとりまとめ

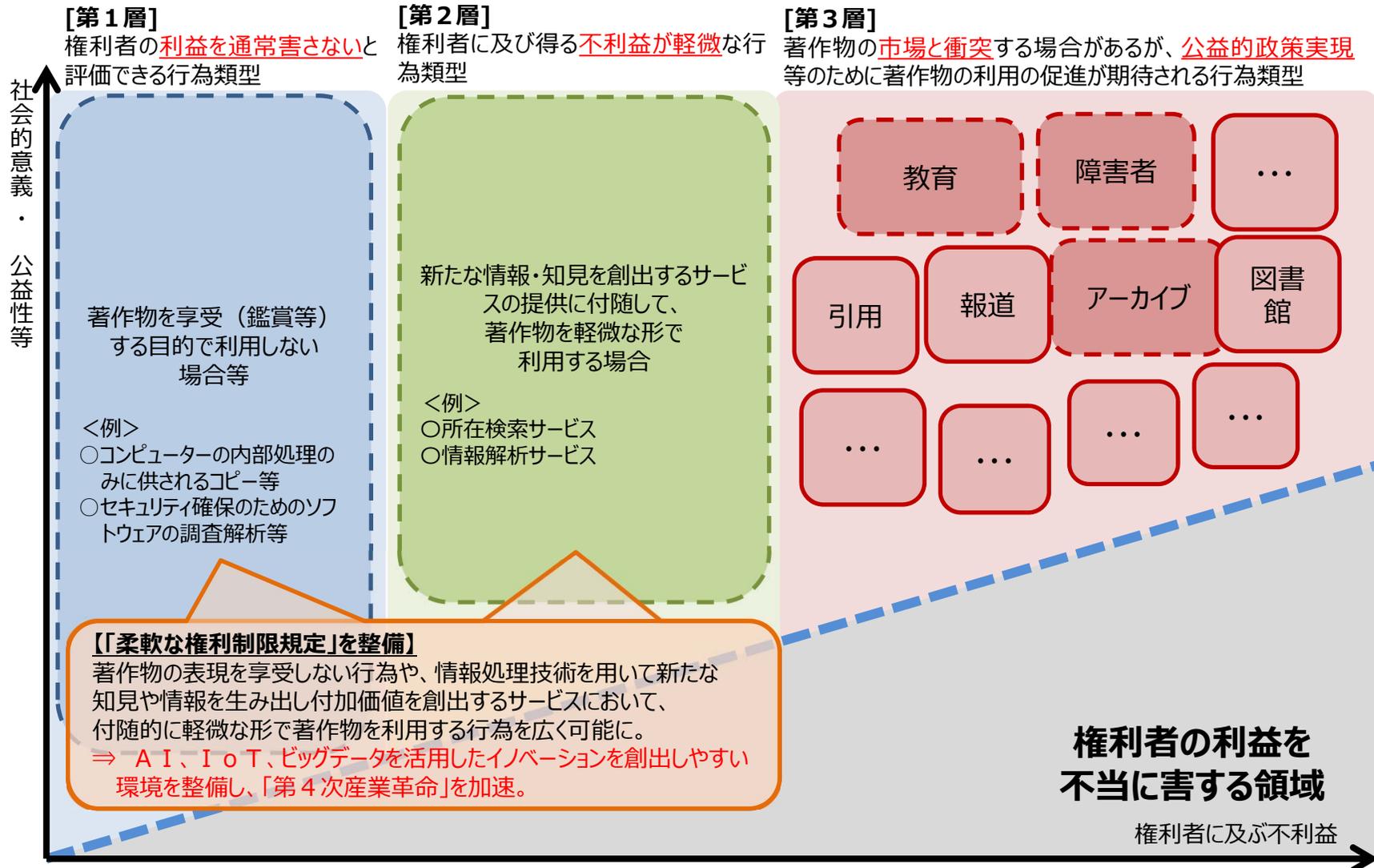
## 審議会における検討結果（権利制限の在り方）

- ① 調査結果によれば、大半の企業や団体は高い法令順守意識と訴訟への抵抗感から、規定の柔軟性より明確性を重視している
- ② また、我が国では国民に著作権に対する理解が十分に浸透していないことなどから、柔軟性の高い権利制限規定を整備した場合、過失等による権利侵害が助長されるおそれ  
⇒ 一般的・包括的な権利制限規定の創設では、「公正な利用」の促進効果はそれほど期待できない一方で、「不公正な利用」を助長する可能性が高まる
- ③ 我が国では法定損害賠償制度や弁護士費用の敗訴者負担制度もないため、訴訟しても費用倒れになることが多いという訴訟制度上の問題がある。このため、現在においても権利者は侵害対策に大きな負担を払っているとの報告があった
- ④ 立法と司法の役割については、公益に関わる事項や政治的対立のある事項については、司法府ではなく、民主的正統性を有する立法府において権利者の利益との調整が行われることが適当

我が国において最も望ましい「柔軟性のある権利制限規定」の整備については、明確性と柔軟性の適切なバランスを備えた複数の規定の組合せによる「多層的」な対応を行うことが適当（権利者に及び得る不利益の度合いに応じて分類した3つの層について、それぞれ適切な柔軟性を確保した規定の整備）

# 著作権法における柔軟な権利制限規定の導入に係る経緯・趣旨とガイドラインについて

- 権利者に及び得る不利益の度合いに応じて分類した3つの「層」のうち、権利者に及ぼす不利益が少ない第1層・第2層について、「柔軟性のある権利制限規定」を整備
- 「第3層」は、「私益（権利者の利益）」と「公益」との調整に関する政策判断を要するため、一義的には、利用の目的ごとに民主的正統性を有する立法府において制度の検討を行うことが適当



# 著作権法における柔軟な権利制限規定の導入に係る経緯・趣旨とガイドラインについて

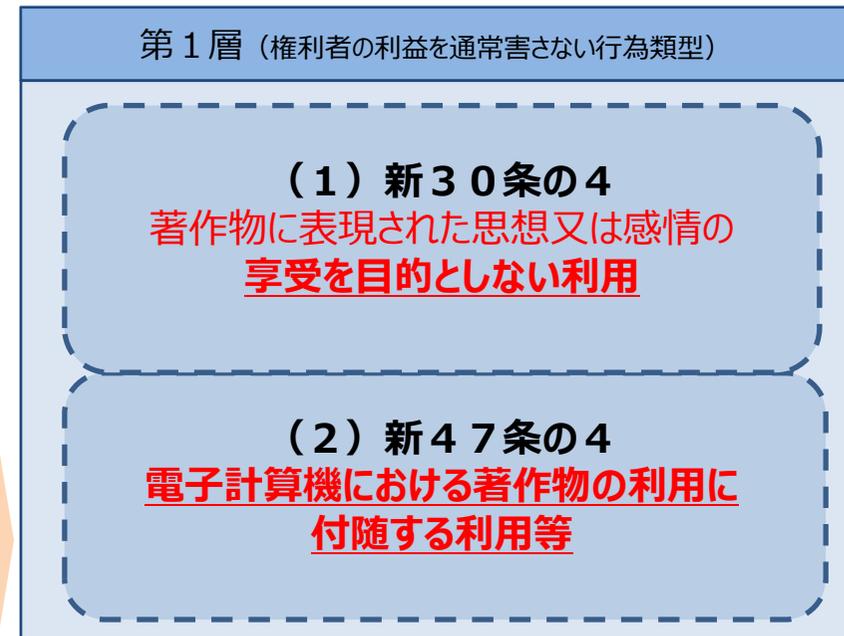
## 「柔軟な権利制限規定」の整備のイメージ（概要）

- 現行法でも、第1層、第2層のコンセプトが妥当する権利制限規定が複数整備されている
- 今回、現在把握されていないニーズや将来の新たなニーズに対応できるよう、**現行規定を包含するより包括的な3つの「柔軟な権利制限規定」を新設**する。改正に伴い、**同じ趣旨が妥当する現行規定は削除し、新しい規定に統合**する

### <改正前>



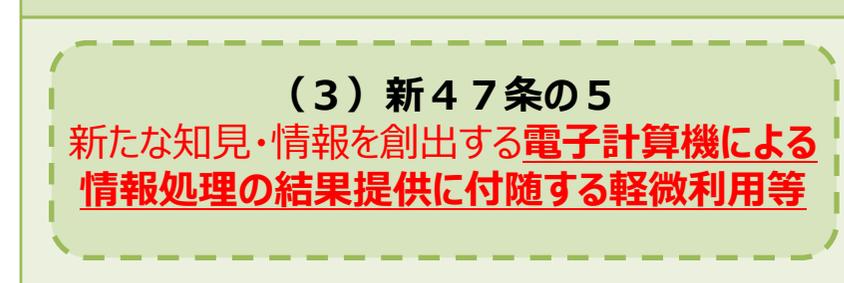
### <新たに整備した「柔軟な権利制限規定」>



### 第2層（権利者に及ぶ不利益が軽微な行為類型）



### 第2層（権利者に及ぶ不利益が軽微な行為類型）

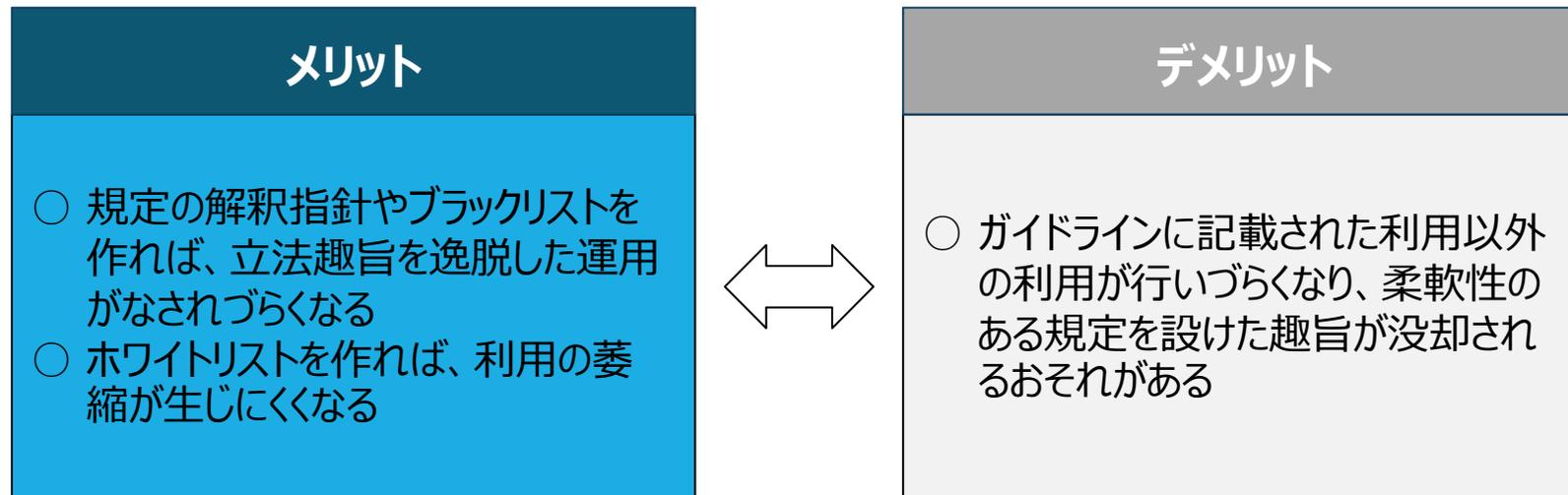


## 2. 柔軟な権利制限規定とガイドライン

### ○関係者の意見

- ・「享受」、「軽微」、ただし書といった抽象性の高い要件について、立法趣旨を超えた解釈がなされるおそれがあることから、権利者からガイドラインの策定を求める要望がある
- ・他方、利用者側からはガイドラインの策定の要望はあまり聞こえてこない

### ○ガイドラインのメリット・デメリット



### ○ガイドライン策定への行政庁の関わり（国会における答弁内容）

- ・関係者のニーズ等に応じて、その要否や策定主体、策定プロセス、策定内容等について判断されることが望ましい
- ・関係者のニーズや国に期待される役割等を踏まえて、ガイドラインの整備に向けて取り組む

## デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な 権利制限規定に関する基本的な考え方 (令和元年10月24日 文化庁著作権課)

### <趣旨>

- 平成30年著作権法改正による「柔軟な権利制限規定」の整備を受け、事業者の方々等の理解に資するよう、文化庁としての基本的な考え方を策定・公表するもの。
- 公表に当たっては「本資料は、実際に行われるサービスの状況や、事例の蓄積の状況等を踏まえつつ定期的に内容を更新していくことを予定している」と明記。

### <構成>

#### 【第一部：一問一答】

- 3つの柔軟な権利制限規定（30条の4、47条の4、47条の5）のそれぞれについて、規定の趣旨・内容や文言の解釈を分かりやすく記載するとともに、具体的なサービス・行為を例示し、権利制限の対象となり得るか否かを整理\*。

#### 【第二部：条文解説】 ※従来、専門雑誌に掲載していたのと同様の内容

## <可能となる具体的なサービス・行為の例（Q&A）>

### 【第30条の4】

- 人工知能の開発・深化のためのデータ収集や提供
- プログラムのリバース・エンジニアリング（調査・解析）
- 技術開発等のための試験的複製（例：和紙開発のための美術品の複製）

### 【第47条の4】

- コンピュータにおけるキャッシュ作成
- スマートフォンの機種変更などに伴うデータ移行

### 【第47条の5】 ※検索サービス・解析サービスはかなり懐の深いもの

#### （1号：検索サービス）

- インターネット情報検索サービス ・ 書籍、音楽、動画等の検索サービス
- 拡張現実サービス（例：眼鏡型デバイスや自動車のフロントガラスに、自動的に関連情報を表示）

#### （2号：解析サービス）

- 論文剽窃検証サービス ・ 評判、口コミ分析サービス
- おすすめコンテンツ紹介サービス（SNS情報からユーザーの趣向を分析・表示）
- 医療情報提供サービス ・ 歌唱・演奏分析サービス

## < Q & A の例 >

### 問12 プログラムの著作物の「リバース・エンジニアリング」は、権利制限の対象となるか。

平成29年4月の文化審議会著作権分科会報告書では、「表現と機能の複合的性格を持つプログラムの著作物については、対価回収の機会が保障されるべき利用は、プログラムの実行などによるプログラムの機能の享受に向けられた利用行為であると考えられる」とされている。

今般整備した「柔軟な権利制限規定」は、これを踏まえて法制化を行ったものであり、リバース・エンジニアリングと言われるようなプログラムの調査解析目的のプログラムの著作物の利用は、プログラムの実行等によってその機能を享受することに向けられた利用行為ではないと評価できることから、法第30条の4の「著作物に表現された思想又は感情」の「享受」を目的としない利用に該当するものと考えられる。

同様に、例えば、

- ・プログラムのオブジェクトコードをソースコードに変換するだけでなく、それをまたオブジェクトコードに変換し直す場合
- ・プログラムの解析を困難にする機能が組み込まれているウイルスプログラムの当該機能部分を除去する場合
- ・プログラムの解析の訓練・研修のために調査解析を行う場合
- ・ウイルス等の被害にあったコンピュータ内のOSやプログラム等について、被害当時の状況を保全するために複製し、第三者に調査解析を行わせる場合

等であっても、プログラムの実行等によってその機能を享受することに向けられた利用行為ではないと評価できることから、「著作物に表現された思想又は感情」の「享受」を目的としない利用に該当するものと考えられる。 ※次頁に続く

## < Q & A の例 >

※前頁の続き

また、仮にプログラムを実行しつつ調査解析する場合や調査解析中の当該プログラムがアセンブリ言語に変換された画面を資料化(紙媒体への印刷, PDF化)する場合でも、そのプログラムの実行や資料化がその機能を享受することに向けられたものではないのであれば、同様に「著作物に表現された思想又は感情」の「享受」を目的としない利用に該当するものと考えられる。

こうしたプログラムの機能を享受することに向けたものではないことを実務的に担保又は立証するに当たっては、例えば、調査解析専用のパソコンを用意してそれで実行したり、調査解析の過程や結果をレポートに記録したりするといったことが考えられる。

なお、利用規約等でリバース・エンジニアリングを禁止するという規約が付されている場合は、リバース・エンジニアリングを行うことは上記のとおり法第30条の4により著作権侵害とならないと解されるが、規約との関係については注意する必要がある。

## < Q & A の例 >

**問38 ①ユーザーの装着した眼鏡型のデバイス等を用いて、話し相手や会話内容等の情報を入手し、これらの情報に関連する情報の所在を検索して、検索結果を眼鏡型デバイス上に表示するサービスにおいて、関連する情報の一部を提供する行為や、②自動車内に搭載する各種センサーを用いて、周辺の店舗の口コミや都市イベント等の情報を入手し、これらの情報に関連する情報の所在を検索して、検索結果を車のフロントガラス等に表示するサービスにおいて、関連する情報の一部を提供する行為は、権利制限の対象となるか。**

旧第47条の6では「公衆からの求めに応じ」て検索を行うことを要件としていたが、法第47条の5第1項第1号では、こうした要件を課していないため、ユーザーによるキーワードの入力等の動作は必要ではなく、例えば、センサーにより情報を取得して自動的に検索・表示を行うような場合にも、同号に規定する検索サービスに該当する。

そして、これらのサービスにおける結果の提供とともに著作物の一部分を利用する行為は、当該関連する情報がユーザーの求める情報であるか否か容易に確認することができるようにするために提供されるものであり、通常は、結果の提供に「付随」するものと考えられる。

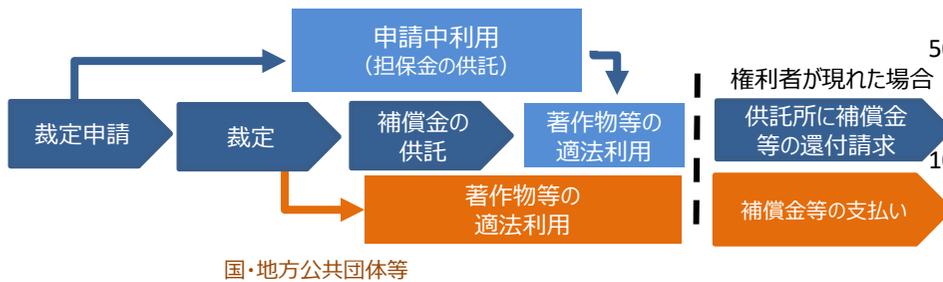
このため、①及び②のサービスにおける結果の提供とともに著作物の一部分を利用する行為については、軽微性など、同条に規定する他の要件を充足する場合には、法第47条の5による権利制限の対象となるものと考えられる。

## **2. 裁定制度の概要及び見直しについて**

# 著作権者不明等の場合の裁定制度の概要

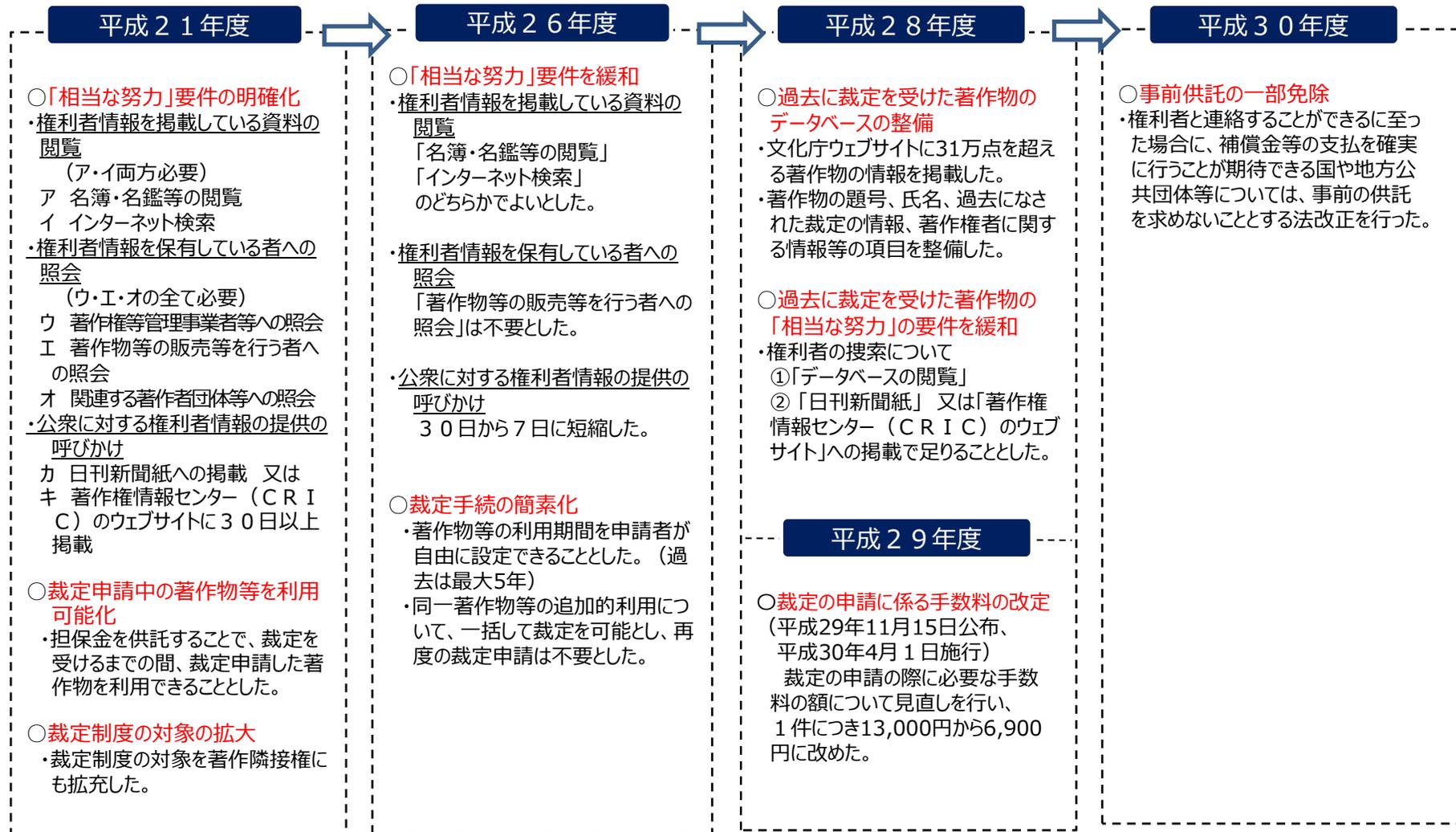
裁定制度とは、著作権者が不明である等の理由により、相当な努力を払っても権利者と連絡することができない場合に、文化庁長官の裁定を受け、かつ、文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託することで、その著作物等を利用することができる制度（著作権法第67条）。

【参考】裁定制度の流れ



利用目的	限定なし（商業目的でも利用可能）	平成21年以降 継続的に見直しを実施
対象著作物	公表等された著作物、実演、レコード、放送、有線放送 申請1回における著作物数の制限なし	
権利者検索 「相当な努力」要件 (①②③の全て必要)	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 権利者情報を掲載している資料の閲覧（⇒名簿・名鑑等の閲覧 又は インターネット検索）</li> <li>② 権利者情報を保有している者への照会（⇒著作権等管理事業者や関連する著作者団体等への照会）</li> <li>③ 公衆に対する権利者情報の提供の呼びかけ（⇒日刊新聞紙への掲載 又は 著作権情報センター（CRIC）のウェブサイトに掲載）</li> </ol> ⇒ 過去に裁定を受けた著作物の場合は、①及び②の代わりに、 <b>裁定実績データベースの閲覧</b> で足りる。	R1年度実績（R2.3末時点） 対象著作物等数：50,660 点 裁定件数：71件
利用期間	申請者が自由に設定可能	
これまでの改善事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 裁定申請中であっても、担保金を供託することで、著作物を利用できる（＝「申請中利用」制度）（平成21年～）</li> <li>✓ 文化庁ウェブサイトにおいて、過去に裁定を受けた著作物の情報を掲載（＝裁定実績データベース）（平成28年～）</li> <li>✓ 裁定の申請に係る手数料を見直し、1件につき13,000円から<b>6,900円に改定</b>。（平成30年4月～）</li> <li>✓ 補償金等の支払を確実に行うことが期待できる<b>国や地方公共団体等については、事前の供託を求めず、権利者と連絡することができるに至った場合に、直接支払うことが可能</b>。（平成30年著作権法の一部改正）（平成31年1月～）</li> <li>✓ 自らが過去に裁定を受けた同一著作物等の追加的利用については、再度の裁定申請は不要。</li> </ul>	

## 著作権者不明等の場合の裁定制度の見直しの実績



## 著作権者不明等の場合の裁定制度の見直しに関する令和2年度の検討状況

### ○「相当な努力」の要件緩和

「公益社団法人著作権情報センター」(CRIC)のウェブサイトへの広告掲載(7日間)の取扱いについては活用を維持しつつ、実質的に広告掲載直後からの裁定申請を可能とする。

⇒これにより、利用開始までの期間が1週間程度短縮できる。

### ○申請手続の電子化

手数料納付のための収入印紙が貼付された申請書以外の必要書類については、メールでの提出を可能とするなど、可能なところからすみやかに電子化を進める。

※手数料納付の電子化については、文部科学省には整備されていない電子決済システム等の構築が必要となること、政府全体における行政手続の電子化の動向を踏まえながら対応を進めることとする。

### ○裁定に係る事務処理の迅速化

事務処理に係る体制の充実に努めるとともに、申請から利用開始までの標準的な処理期間（例：申請中利用制度を活用する場合には、申請から1月以内）を定めて公表するなど、事務処理の迅速化に向けた対応について検討する。（現状：申請から裁定までの標準処理期間は2か月）

### ○補償金の事前供託免除の対象範囲の拡大

民放事業者について、権利者が現れた場合における補償金支払いの確実性を担保するための要件を設定しつつ、事前供託免除の対象に加える。具体的な要件の在り方については、放送政策の観点から見た放送事業者の財務状況の健全性等を基準とすることを視野に、文化庁と総務省で引き続き検討を進め、早急に具体的な対応を決定する。

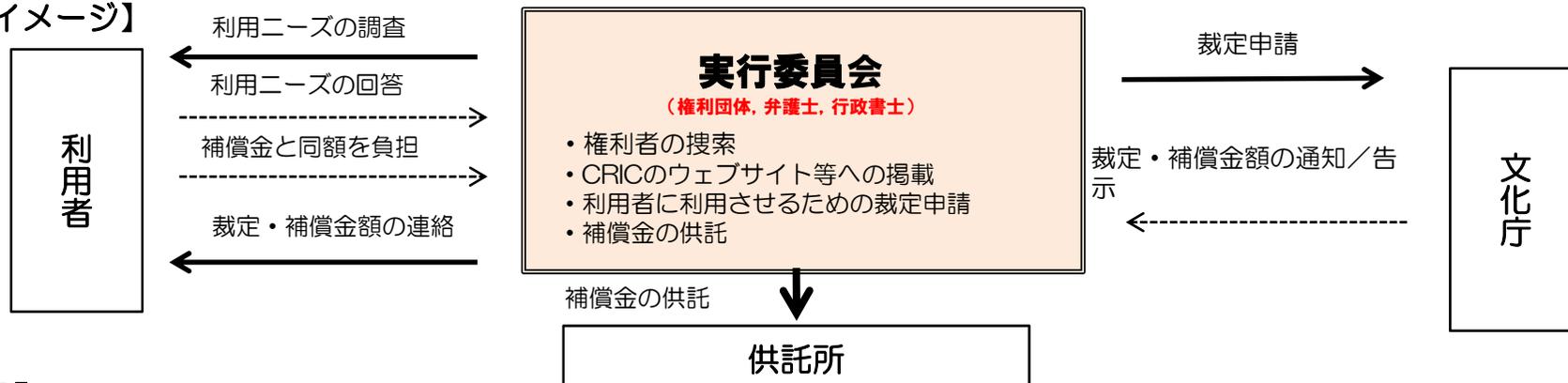
## 著作権者不明等の場合の裁定制度の利用円滑化に向けた実証事業

### 事業内容

著作権者不明等の場合の裁定制度について、利用者の負担を軽減する方策を検討するため、権利者団体等の協力を得て、平成28年度から令和元年度まで実施。権利者団体が、裁定利用に必要な「権利者の搜索」や「文化庁への申請」等をまとめて行い、利用者の負担軽減の効果等について検証した。

有意義な取組であると認められたことから、令和2年度からは権利者団体で構成する「オーファンワークス実証事業実行委員会」が引き続き同様の取組を行っている。

### 【事業イメージ】



### 【成果】

年度	裁定申請件数(著作物数)	実施した主な取組・成果
H28	14件(441点)	裁定制度利用の試験運用
H29	14件(3,393点)	実演に関する申請を初受付、制度の自走化に向けた業務フローの改善
H30	16件(623点)	募集範囲の拡大(実演の取扱を正式追加)、自走化に向けた業務体制・事務手続きの定型化
R1	16件(704点)	実務的なスキームの確立、権利者団体による利用円滑化の体制整備

# 裁定制度の利用円滑化事業

令和3年度予定額 100万円  
(令和2年度予算額) 100万円

## 目的

過去の利用実績等や管理団体の使用料を分析し、利用者が具体的な利用方法（利用態様、数量、期間等）を入力することにより、事前に補償金額の目安・範囲を算出できるシステムを構築する。

## 現状

- 裁定制度を利用する際、**申請者にとって負担となっているのが、補償金額の算出根拠を示すこと**であり、これにより申請手続きが煩雑となり、申請から利用までの期間が長期化することから、利用を断念するケースが多々発生している。（例：過去に出版された書籍を電子書籍として復刊したいが、補償金額がいくらになるか試算の目安が立たず、社内の企画会議でアイデアを通せず、裁定申請を行えない 等）

補償金算出の根拠例（小説の一節が掲載された入試問題を、過去問題集に収録して販売するケース）

本体価格2,300円×印税率5%（翻訳利用は2.5%）×発行部数8,900部  
×著作物の利用割合0.2%（著作物の使用ページ数÷総ページ数）×消費税  
= 補償金額2,334円

- 文化庁ではこれまでの裁定実績を管理蓄積しているため、これを基に**ニーズの高い著作物や利用方法については、ある程度、類型化した算定方式を作成することが可能**と考えられる。  
※年間の裁定件数は約50件ほど（R1年度は71件）、相談件数は年100件以上で、潜在的な制度の利用ニーズが見込まれる。

## 成果目標

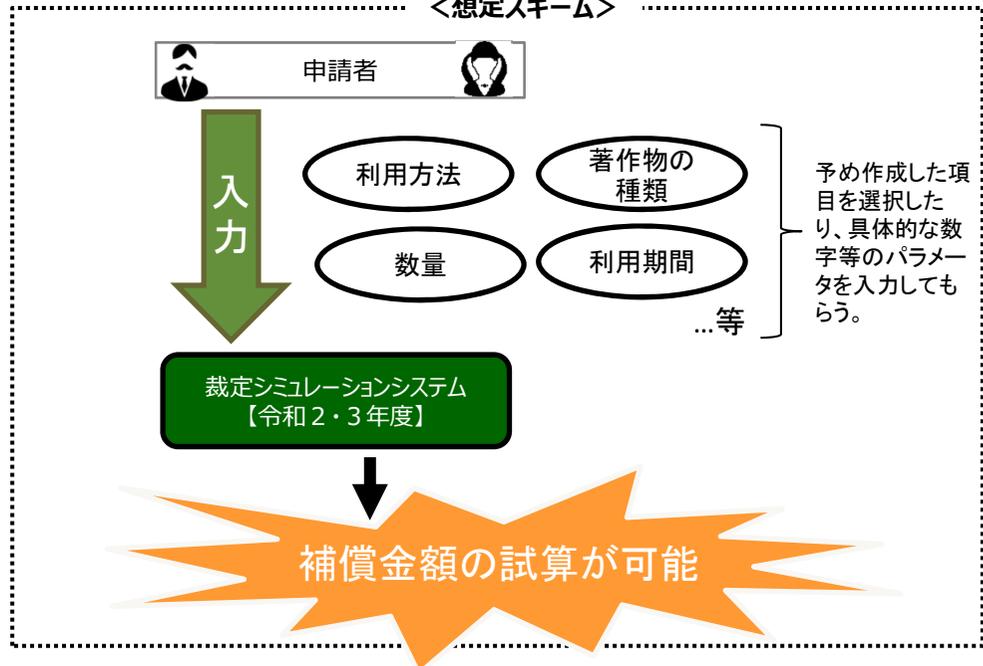
- 補償金の算定根拠となる算定方式が類型化されることで、利用者が申請の際の参考にして、申請手続きの負担が軽減される。その結果、裁定制度の活用が推進され、裁定件数の増加が見込まれる。

## ◇裁定補償金額シミュレーションシステム◇

### □ 裁定補償金額シミュレーションシステムの構築（令和2・3年度）

- 令和2年度においては、シミュレーションシステムの算定式の設定を行うために、これまでの裁定実績データや、既存の著作権等管理事業者の持つ各種著作物の使用料の分析を行い、**類型化された算定方式の導き出し**を行う。
- その上で、**システム構築に必要な仕様や機能についての調査研究**を行う。
- 令和3年度においては、上記調査研究の結果を基に実際のシミュレーションシステムを構築し、試験運用を開始する。
- 完成したシステムについては、文化庁のWEB上において維持管理を行い、以後、新しい申請ケースが一般化してきた際には、文化庁において類型化の算定方式の更新を行う。

### <想定スキーム>

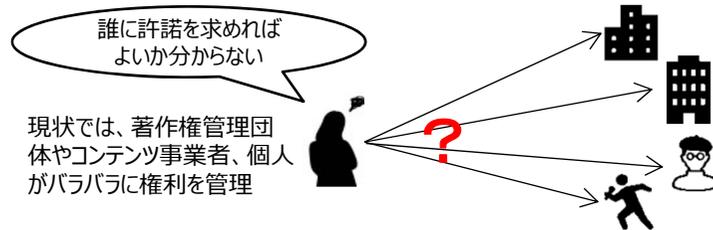


### **3. コンテンツの権利情報集約等に向けた実証事業について**

# コンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業

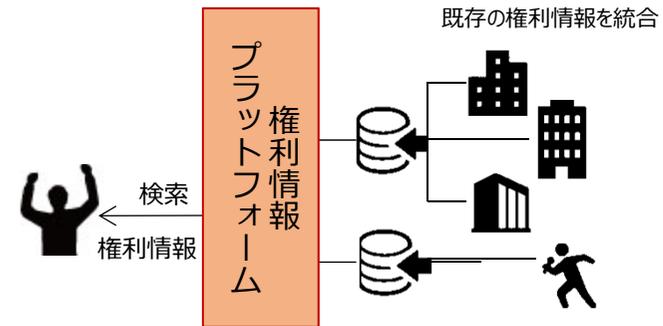
平成29年度予算額 51百万円  
 平成30年度予算額 43百万円  
 令和元年度予算額 41百万円

平成29年度～令和元年度において、著作物の適法利用を促進するため、音楽分野の権利情報を集約した新たなデータベースの構築に向けた実証事業を実施。



- 著作物を利用する際に権利処理を「いつも実施している」あるいは「たまに実施している」と回答したのはわずか15%
- 権利処理についての考えで最も大きな割合を占めるのが「権利処理の窓口が分からない」で24%  
平成28年度文化庁実施「著作物の利用状況及び創作状況に関するアンケート調査」より

権利情報を集約化し、一括検索できるインフラを整備



## 事業趣旨

- ◆ あらゆる国民が著作物を創作し、利用する「一億総クリエイター」・「一億総ユーザー」時代にあっては、著作物の適法かつ円滑な利用を促進する必要性がますます高まっている。
- ◆ しかし、現在、我が国には著作物に関する権利者情報を網羅的に集約したデータベースは存在せず、著作物を利用する際の許諾窓口が不明なため、権利処理が複雑な状況。
- ◆ そこで、コンテンツの創作サイクルの基盤を整備し、権利処理を円滑化するために、権利情報を集約したプラットフォームを構築するための実証事業を実施。構築するプラットフォームは、公的なインフラであり、特定の事業者や個人の利用に限定するのではなく、誰でもアクセス可能なものとする。
- ◆ これにより我が国文化の発展及び著作物の経済価値の増大に資することとする。

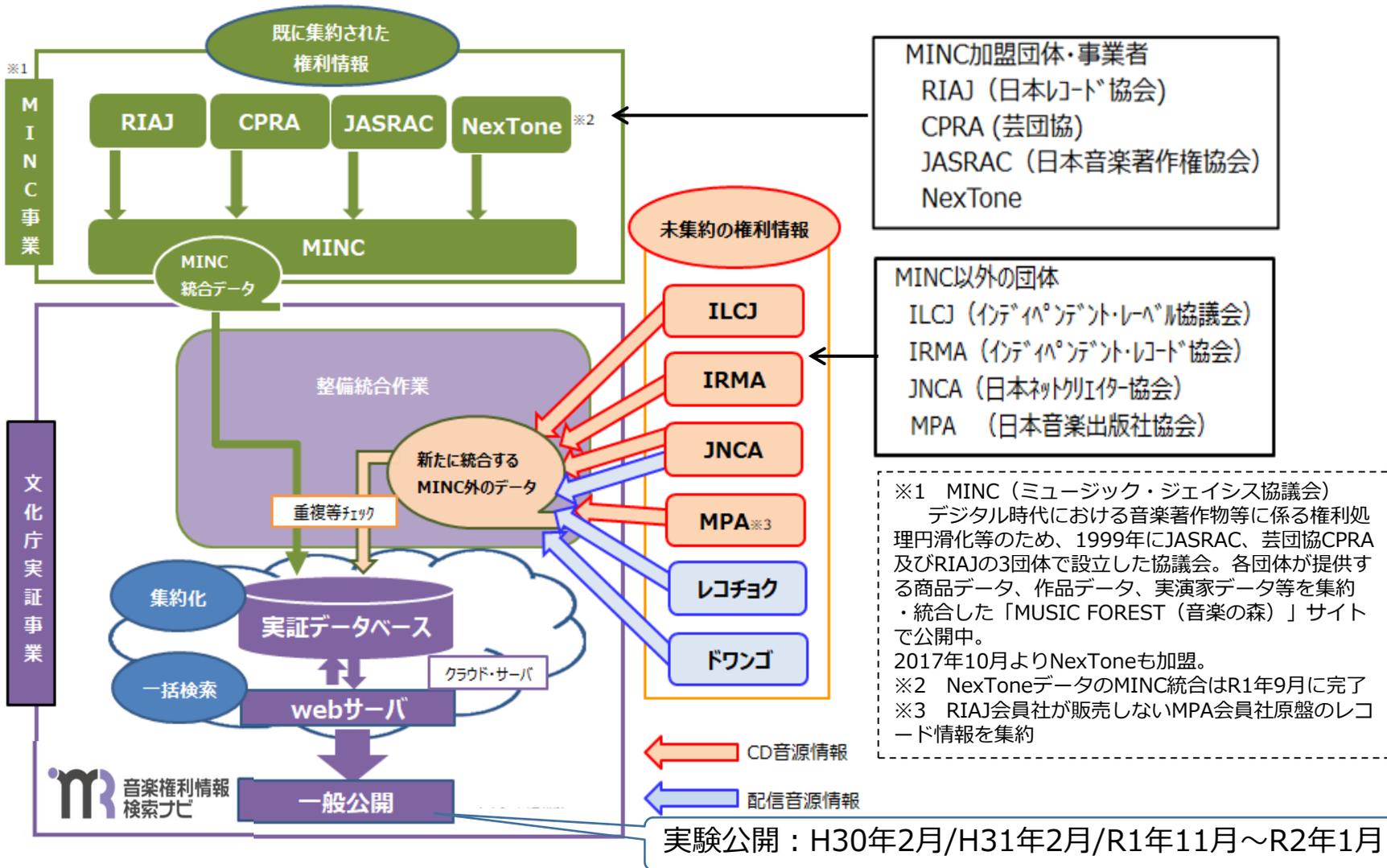
## 今後の対応

- ◆ データベースの民間団体による自走化のため、実証事業の参加団体を構成員とする民間団体がデータベースに係る情報整備と提供を継続する予定
- ◆ 総務省事業「ブロックチェーン技術等を活用したネット同時配信等に係る権利処理の迅速化・円滑化のための調査研究」において、権利情報の自動検索機能への活用可能性が検討される予定

## 取組項目一覧

- ◆ **平成29年度**
  - ① メジャー及びインディーズのCD情報の集約（総公開曲数：約521万曲）
  - ② 音楽著作物の権利情報の一括検索サイト「音楽権利情報検索ナビ」を開設（平成30年2月1日から一か月間の試験公開）
- ◆ **平成30年度**
  - ① CD情報の拡充に加え、配信音源情報の集約（総公開曲数：約651万曲）
  - ② 昨年同様、一括検索サイトを平成31年2月1日から一か月間試験公開。また、スマートフォン等に対応したサイトの機能及び操作性について改修。
- ◆ **令和元年度**
  - ① 従来の情報に加え、個人クリエイターを含むアウトサイダーの権利情報を一部集約（総公開曲数：約917万曲）
  - ② 一括検索サイトの長期公開（令和元年11月27日～令和2年1月31日）及び公開期間中の権利情報の追加更新（令和2年1月6日）。

# 統合データベース構築・公開の概要



# オープン化防止対策事業

令和2年度予算額 29百万円  
令和3年度予定額 29百万円

## 目的

著作物の流通推進にあたっては、管理事業者が管理する著作物だけでなく、個人クリエイター等が自身で管理している著作物の利用円滑化も必要である。そのため、散在している個人クリエイター等の権利者情報をデータベースに集約していく仕組みを構築することで、権利処理を円滑に行っていく。

## 現状

- 令和元年度まで行ってきた「コンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業」は、著作物の適法利用を促進することを目的に、より効率的に多くの情報を収集するため、JASRAC等の著作権等管理事業者が保持している楽曲の権利情報等を「基本データベース」に集約した。
- これにより、世の中で広く利用されている、いわゆる**メジャー楽曲（市販のCD、配信音源）の権利情報をカバーできると見込んでいる。**
- ただし、放送事業者等が楽曲の利用許諾を得る際、**管理事業者に権利行使を委託していない個人クリエイター等（いわゆるアウトサイダー）については許諾を得るのが困難**なため、個人クリエイター等の楽曲は放送番組等で使われにくい。

## 成果目標

- 個人クリエイター等の著作物をオープン化させないために、基本データベースを活用し、**個人クリエイター等が自主的に権利情報を登録するためのインセンティブや、利用者が検索しやすくするための仕組みを構築し、権利情報の集約化を図る。**
- これにより、これまで散在していた個人クリエイター等の楽曲利用が促進され、音楽の著作物の利用円滑化が図られる。

### ◇個人クリエイターの権利情報集約化及び利用円滑化のための調査研究◇

#### □個人クリエイターの権利情報集約化及び利用円滑化のための調査研究（令和2年度）

- 前年度までの実証を踏まえ、**個人クリエイター等の実態や放送事業者の楽曲利用におけるニーズについて、調査・報告を行う。**
- 上記報告を踏まえ、有識者（権利者団体、権利処理プラットフォームの運営主体等）による検討委員会を設け、**具体的な登録システムの仕様や機能について検討を行う。**

#### □個人クリエイターの権利情報集約化及び利用円滑化のためのシステム設計（令和3年度）

- 前年度の調査研究結果を踏まえ、基本データベースを搭載した権利者情報プラットフォームに、個人クリエイター等の情報の登録機能を付加。
- 構築した登録システムについては、試験運用を行い、利用者からのフィードバックを求める。

